

青森県後期高齢者医療広域連合告示第8号

次の公印を調製し、及び廃止したので、青森県後期高齢者医療広域連合公印規則（青森県後期高齢者医療広域連合規則第5号）第4条の規定により告示する。

平成19年4月2日

青森県後期高齢者医療広域連合長 佐々木 誠造

調製した公印

名称	字句	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	印影
広域連合印	青森県後期 高齢者医療 広域連合	正方形	15	1	被保険者 証、資格証 明書	
広域連合長 職務代理者 印	青森県後期 高齢者医療 広域連合長 職務代理者 之印	正方形	15	1	通知書、そ の他公文書	
会計管理者 印	青森県後期 高齢者医療 広域連合会 計管理者之 印	正方形	21	1	会計管理者 名をもって する公文書	
会計管理者 印	青森県後期 高齢者医療 広域連合会 計管理者之 印	正方形	15	1	領収証書、 金券受領 書、その他 公文書	

廃止した公印

名称	字句	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	印影
収入役職務 代理者印	青森県後期 高齢者医療 広域連合収 入役職務代 理者之印	正方形	21	1	領収証書、 金券受領 書、その他 公文書	